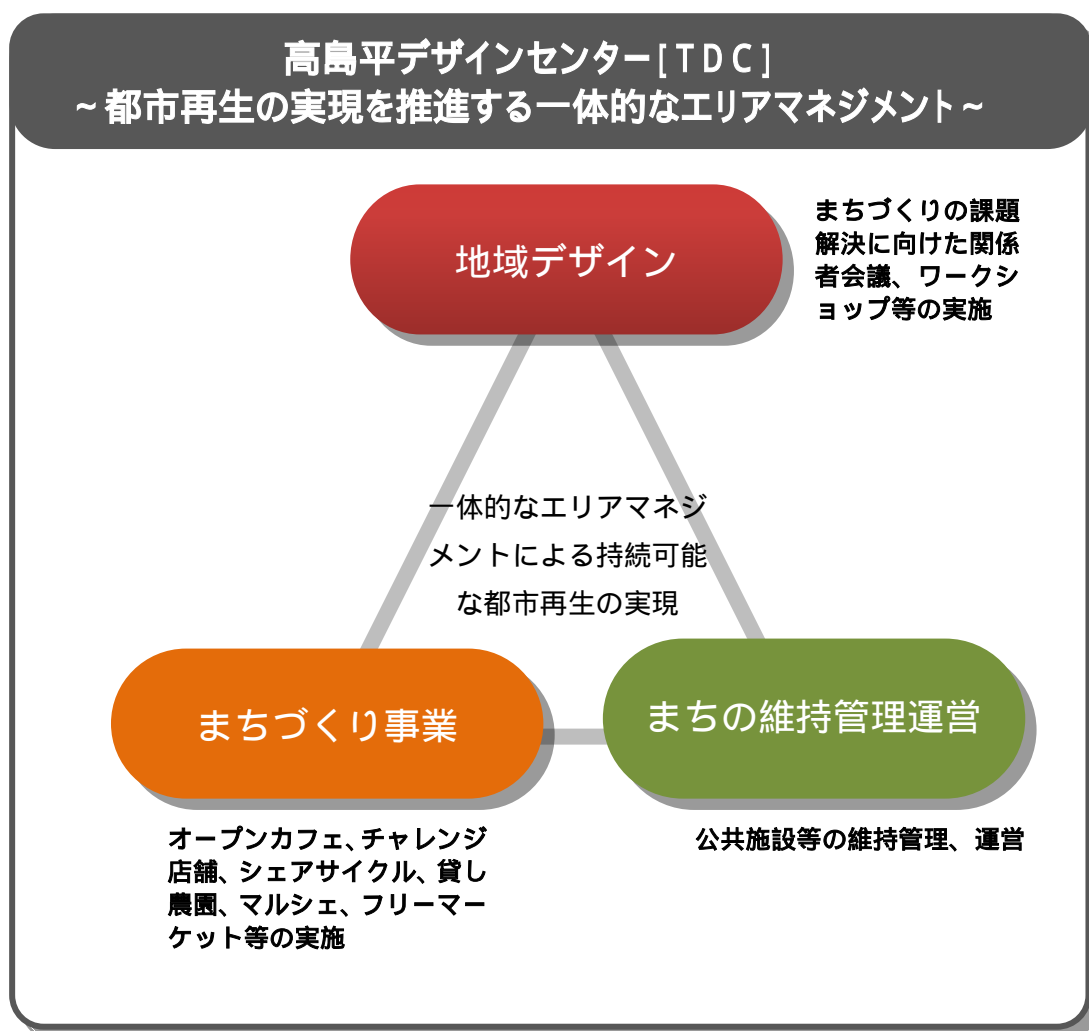


第6章 高島平デザインセンター（TDC）

にぎわい、ウェルフェア、スマートエネルギー、防災の4つのテーマを推進し、将来にわたって持続可能な活力あるまちへと発展するためには、継続的な活動支援と新たな活動の育成を担い、まち全体をマネジメントするまちづくりの拠点が必要です。また、“多くの人を惹きつけ、時を過ごし、住みたい、働きたいまち”や“暮らし続けるまち”に向けて高島平地域に対する誇りや愛着を醸成し、様々な活動主体が集い、知恵と活力を結集して都市再生を進めていく必要があります。

TDCは、住民（地域）に開かれた場で議論や活動を行い、民、学、公の連携の下で地域に根ざした拠点機能を担う組織体として設立し、区と連携しながら「地域デザイン」、「まちづくり事業」、「まちの維持管理運営」等による一体的なエリアマネジメントに取り組みます。



エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みで、街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれる

1 地域デザイン

勉強会やまちづくりを話し合う協議会等を設置し、グランドデザインの実現に向けた高島平に必要な空間設計の協議等に加え、様々なワークショップやイベント、区民や社会に向けた情報発信等に取り組みます。

2 まちづくり事業

若者から高齢者までの多様な世代を対象として、にぎわいや健康、生きがいづくり、社会参加等のウェルフェアの実現に向けたまちづくり事業の展開を検討します。

例えば、

- ・シェアオフィスやオープンカフェ等の運営
- ・シェアサイクル
- ・健康等のイベントの実施
- ・農園・園芸、コミュニティガーデン
- ・地域内住み替え支援等のコーディネート
- ・高齢者の就労支援
- ・女性や若者の起業支援
- ・チャレンジ店舗に向けた空き店舗紹介 等

が想定されます。

まちづくり事業の事業化に向けての一つの例としては、道路や緑地、公園等を活用した社会実験等を行いながらそれぞれの事業に対する効果等を検証した上で実施していきます。なお、社会実験等の実施に際しては、「民間まちづくり活動促進事業(国土交通省)」等の補助事業の活用を検討します。

民間まちづくり活動促進事業(国土交通省): 補助事業

社会実験・実証事業等

国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に基づく、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動。

[事業主体]

都市再生推進法人、法定の協議会(市町村都市再生協議会、低炭素まちづくり協議会、景観協議会、中心市街地活性化協議会)又は民間事業者等

[補助対象経費]

- ・都市再生推進法人が施行者となる場合

都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設又は歩行者経路協定に基づく歩行者経路を構成する施設の整備に要する費用。ただし、いずれも市長村長の認定又は認可を受けたものに限る。

上記施設等を活用した社会実験、実証実験又は意識啓発等のソフト活動等に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費

- ・法定の協議会、民間事業者等が施行者となる場合

都市再生推進法人が施行者となる場合に加え、国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に位置付けられた社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費

[補助率・限度額]

- ・都市再生推進法人又は法定の協議会が施行者となる場合

補助対象経費の1/2以内（かつ、地方公共団体が補助する額の1/2以内）で、予算の範囲内となります。国は、都市再生推進法人又は法定の協議会に対して直接補助します（直接補助）。

- ・民間事業者が施行者となる場合

補助対象経費の1/3以内（かつ、地方公共団体が補助する額の1/2以内）で、予算の範囲内となります。この際、国は、地方公共団体に対して補助しません（間接補助）。

3 まちの維持管理運営

例えば、将来的には民間活力を導入して、公共施設の再編や再整備地区の整備に併せて作られる施設や公園・道路等の維持管理や運営を行いながら、まちの良好な環境の維持とともに、施設等を有効活用した独自の財源確保にも努めます。また、TDCの活動の場所の確保も必須となることから、維持管理運営と併せてTDCが活動する施設床の確保を検討します。民間との間には、維持管理に関する契約行為等が発生するため、TDCの法人化を検討します。

民間まちづくり活動促進事業：市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し国が補助する事業

4 TDCの展開

TDC立ち上げ当初は、勉強会やまちづくりを話し合う協議会等の任意の会議体として設立しますが、将来的にはTDCの活動の展開や持続的な運営に向けて法人化をめざします。法人化としては、社団法人、NPO法人、株式会社等が想定されますが、活動内容に合わせて法人の形態を検討してきます。

TDCの継続的な運営にあたっては、国土交通省の制度である都市再生推進法人や都市再生整備計画等の活用を検討し、公共施設等の維持管理運営や道路空間等の有効利用によるまちのにぎわい・交流の場や新たなビジネスチャンスの創出を推進します。

区が都市再生推進法人の指定を行うことで法人の公的な位置づけが高まり、まちづくりの担い手として関係者調整が円滑に進むことが期待されます。また、都市再生推進法人に指定されることで、道路占用許可等の主体に求められる公益性のある事業を行う者としての要件に合致することが可能となります。

都市再生推進法人は、都市再生整備計画を市町村に提案することが可能となるため、まちのにぎわいや交流のために実施する道路等の公共空間の有効活用の円滑な推進につながります。

都市再生推進法人：まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っているまちづくり法人に対して公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネート及びまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすことを期待するもの

都市再生整備計画：地域の創意工夫を反映した総合的なまちづくりの計画

TDCの展開に向けたスケジュール(イメージ)

